

令和3年度地方創生推進交付金事業 とよなか仕事講座運営業務委託に関する
優先交渉権者選定にかかる企画提案募集要項

豊中市では、地方創生推進交付金を活用し、とよなか仕事講座を実施します。
つきましては、その受託者の選定にあたり、下記のとおり企画提案募集を実施します。

記

1. 業務概要

(1) 事業の目的・趣旨

就業経験が少ない求職者、キャリアチェンジを希望する求職者などのうち働くことや職種・仕事のイメージが乏しく就職活動がすすまない者を対象に、複数業界の仕事、そこで働く人や実際の職場の様子を知ること、職業理解を深め、応募職種の検討、興味のある業界や会社への応募につなぐとともに、事業所内体験実習に参加する事前学習を目的として「とよなか仕事講座」を実施します。

(2) 予算上限額 1,500,000円(税別)

(3) 講座内容

第1講；志望業種・職種の絞り込み方法に関する講座

例) 参加者の特性把握、職業適性検査、キャリアの棚卸、業界説明、職業理解等

第2講；業界毎の具体的業務内容に関する講座(5分野)

※経営者や従業員を交えて、現場の実態が理解できる内容とします。

※業界・仕事別に実施して下さい。但し、複数業界・仕事を同時に開催することが望ましい場合は複数分野を同時に開催することを認めます。(複数分野を同時開催する場合には、必ずその理由を提案書に明記して下さい。)

※業界は、「ものづくり」、「介護・福祉」、「小売り・サービス」「飲食」の4業界とし、その中で5分野実施して下さい。(例；ものづくりを「金属加工」と「食品加工」に、「介護・福祉」を「訪問型」と「施設型」に分ける等)

※現在の雇用情勢を踏まえ講座を受講しても求人につながらない業界を除くことを認めますが、その場合でも5分野実施して下さい。(上記4業界を除く場合には、必ずその理由を提案書に明記して下さい。)

第3講；現場見学(第2講座で実施する分野毎に最低1社以上)

※第2講座の参加企業は原則必須としますが、分野毎に企業を追加して構いません。

※参加は希望者のみとするため、第2講終了後参加希望者及び受入れ企業との調整を行ってください。

※現場見学の希望者が企業の受入れ可能人数を超える場合は、参加者1人あたりの見学企業数に制限を設け調整して下さい。

第4講；クロージング（今後の就職活動に関する講座）

※この時点で就労支援機関を利用していない参加者に対しては、豊中市内の就労支援機関の利用方法について説明して下さい。また、豊中しごとセンターについて情報提供して下さい。

（4）対象者・参加人数

働くことや職種・仕事が乏しい求職者（原則として豊中市民）

①第1講から第4講までの連続講座とし、参加人数は30名を目標値とします。

※参加者は市の広報等を活用しながら、受託者自らで募集して下さい。

※30名を超える申し込みがあった場合には、会場の広さ、リモートでの参加人数、学習効果等を総合的にふまえ、市と協議のうえ決定します。

②第2講及び第3講は個別受講を認めることとし、①とあわせて40名を目標値とする。なお、第2講のみの参加は認めますが、第3講のみの参加は原則として認めません。

※市内の他就労支援機関とも連携し参加者を募集して下さい。

※40名を超える申し込みがあった場合には、会場の広さ、リモートでの参加人数、第3講の受入企業の状況をふまえ、市と協議のうえ決定します。

（5）開催方法・場所

・第1、2、4講は会場（*）及びリモートで開催。

・第3講は民間事業所にて実施。但し、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ、リモートで開催することも想定しておいて下さい。

※リモートで実施する場合の通信環境は受託者で準備して下さい。

※リモートで受講するための通信環境が不十分な受講者も想定されることからリモートのみの開催は想定していません。

（*）会場は受託事業者で手配して下さい。なお、豊中しごとセンターセミナー室及び豊中市立生活情報センターくらしかんの利用を希望する場合は、委託者にて会場を手配（リモート用の通信環境の手配は不可）します。各室の見学を希望する場合は、事務局に事前に問い合わせして下さい。

（6）募集チラシの作成

募集チラシは、第1講から第4講迄の連続講座、第2講及び第3講用の2種類を作成して下さい。

(7) その他、豊中市が講座の実施にあたり指示する事項

※地方創生推進交付金事業とよなか仕事講座運営業務委託仕様書の内容も確認して下さい。

※受託事業者には、受託決定後本市のこれまでの取り組み内容等について説明を行います。それら内容もふまえ講座の実施をお願いします。なお、提案事業者からの独創的なアイデアを募集するため情報提供は、受託事業者決定後に行います。

(8) 委託期間

契約締結日から**令和4年(2022年)3月31日まで**

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすもの。なお、企画提案書の提出後においても、要件を満たさなくなった場合、応募者の参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生

手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(9) 法人企業、その他法人及び法人以外の団体等であつて、業務を的確に遂行するに足る能力を有するもの(宗教、政治活動を主たる目的とするものを除く)とする。

4. 日 程

- (1) 募集要項等の公表 令和3年(2021年)10月6日(水)
- (2) 質問事項の締切 令和3年(2021年)10月13日(水)17時15分必着
※質問はメールで受付け、回答は市のホームページに掲示し、個別に行いません。
- (3) 質問事項への回答 令和3年(2021年)10月18日(月)
- (4) 応募書類提出期限 令和3年(2021年)10月27日(水)15時00分必着
- (5) 審査委員会(書類審査) 令和3年(2021年)11月1日(月)までに実施
- (6) 審査委員会(プレゼンテーション) 令和3年(2021年)11月5日(金)午前
※当日の時間、場所等は第一次審査終了後、その合否とともに通知します。
- (7) 結果通知予定日 令和3年(2021年)11月上旬
- (8) 委託契約締結・結果公表 令和3年(2021年)11月中旬(予定)

5. 応募手続き等

(1) 提出書類の種類

No.	様式名	様式
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	業務提案書 ※講座内容を詳細に記載してください。 ※第2講及び第3講への協力事業者の開拓方法や、既に協力事業者の見込みがある場合には具体的に記載してください。 ※本業務を実施するうえでの課題やその解決に向けた提案、本事業目的を達成するうえで仕様書にない提案等があれば記載してください。 ※実施場所の詳細が分かる資料を添付してください。(豊中しごとセンター及びくらしかんを利用する場合は不要)	任意様式
③	本業務の見積書(税別で記載すること)	様式2
④	本業務の見積の内訳書	任意様式

	※人件費、経費など見積書金額の積算根拠を明示した内訳書	
⑤	業務実施体制 ・実施（運営）責任者、担当者を明記した本事業の実施体制図を提示してください。 ・各担当者の役割、名前、就労支援に関連する資格・経験・実績（担当業務、支援人数等）を明記してください。 ・外部の専門家を活用する場合は、想定している専門家名及び資格・実績を明記してください。	任意様式
⑥	団体の概要書（企業概要など）	任意様式
⑦	関連業務等実績調書	様式3
⑧	入札参加停止措置等状況調書	様式4

※ 本事業の対象経費は、人件費及び実習に必要となる諸経費（報償費、印刷製本費、光熱水費、会議費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃借料、事務用品費、消耗品費等。備品購入費は不可。）とします。但し、支援対象者への個人給付となる経費は認められません。

※ 当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。当該事業のみで使用することが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、経費の対象外とします。

(2) 提出部数

※ 正本1部、副本5部とします。

(3) 提出期限

令和3年（2021年）10月27日（水） 15:00必着

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(4) 提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない）、郵送・宅配便のいずれかとします。

※郵送・宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認してください。

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

提出書類の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とします。

6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成される審査会を設置し、書類及びプレゼンテーション審査を行います。ただし、各事業応募が1者の場合、書類審査のみにより候補者を決定します。

なお、書類審査は、項目毎に各委員の平均点を得点とします。

また、各事業4者以上の応募があった場合には、応募書類にて第1次審査（書類審査）を行い、上位3者を対象に第2次審査（プレゼンテーション）を実施します。応募者が3者以下の場合、書類審査は行わず、第2次審査から実施します。

プレゼンテーション審査の採点は委員会の合議により行い、評価点数が最も高い事業者を優先交渉権者とします。ただし、審査の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としません。また、得点と同じ場合は、審査委員会として最終合議のうえ決定します。

<第2次審査（プレゼンテーション）について>

①日時：令和3年(2021年) 11月5日(金) 午前

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

②発表時間：15分（提案者のプレゼンテーションの後、質疑・応答とします。）

③発表資料：事前提出した書類にて発表してください。但し、事前提出資料の具体的な例示を行うための画像や図表、チラシなどをパワーポイント等にて提示することは可とします。

④機材等：パワーポイント等を使用する場合の必要な機材はすべて提案者で用意することとします。本市は、プロジェクター、スクリーンと電源のみ用意します。

⑤プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とし、出席者は3名以内とします。

(2) 評価項目

項目	配点	備考
提案内容	45点	本業務に取り組む際の基本姿勢について
		本業務の企画、実施に関する提案内容及びその実現性について
		その他(実施上の課題及び課題を解決する提案等上記以外で貴社が提案したい事項)
実績	15点	類似事業及び関連事業の実績 障害者、女性、高齢者等の就労困難者等の支援・採用実績 等
実施体制	15点	実施体制、担当者及び外部専門家の資格、経験、実績等
見積金額	25点	事業経費（費目ごとに積算根拠が適切に算出されているか）

※公募開始日から過去3年以内に処分歴などがある場合は、内容に応じて減点する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和3年(2021年)11月上旬にメール又は電話にて通知します。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託を約するものではありません。

(4) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和3年(2021年)11月中旬(予定)に市のホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者(事業者名・所在地・代表者・提案金額)
- ④ 公募及び審査経過(公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成)
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他(受託候補者と最高評価点者受託候補者が異なる場合は、その理由)

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ・本案件期間中に、「上記3」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

8. 契約について

- ① 契約内容及び仕様等については、採択された提案をもとに、優秀提案事業者の相手方

と本市で詳細を協議するものとし、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。

なお、優秀提案事業者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。

- ② 本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこととします。（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合は除きます。）

9. 留意事項

- ① 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ② 審査委員会の構成委員、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③ 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ④ 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑤ 応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで文書で通知してください。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはいりません。
- ⑥ 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

10. 事務局（問い合わせ先）

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1（生活情報センターくらしかん）

豊中市市民協働部くらし支援課 担当：近藤、佐々木、出口

TEL 06-6858-6863 FAX 06-6858-5095

E-mail roukai@city.toyonaka.osaka.jp